

- イ 受験資格を有することを証明する書類（卒業証書の写し、卒業証明書等）
卒業証書の写しの場合、併せて原本も願書提出先に提出し、原本と相違ない旨の確認を受けること（確認後、原本は返却する）。
また、卒業証書等の氏名が婚姻その他の理由により、現在の氏名と異なっている場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本（又は抄本）も提出すること。
- ウ 写真1枚
出願前6か月以内に撮影した正面向き、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの。なお、写真の裏に受験希望者の名前を記入し、写真票の所定の欄に貼付すること。
- (3) 受験手数料 7,600円
(4) 受験手数料の納入方法
願書の所定の欄に熊本県収入証紙を貼付すること。
- (5) 願書等の提出先
熊本市に住所を有する受験希望者においては熊本市保健所、それ以外の受験希望者において熊本市保健所を除く県内いずれかの保健所へ提出すること。
なお、県外に住所を有する受験希望者においては、熊本県健康福祉部生活衛生課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）へ提出すること。
- (6) 願書の受付期間
平成17年7月25日（月）から平成17年8月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、郵送による場合は、平成17年7月25日（月）から平成17年8月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (7) 受験票の交付
受験票は、願書等の審査後、熊本県健康福祉部生活衛生課から願書記載の受験者現住所へ送付する。
- 5 合格基準
- (1) 学科試験
3科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
- (2) 実地試験
4科目の合計得点が満点の6割以上であること。（ただし、1科目でも満点の4割未満の場合は不合格とする。）
- 6 合格者の発表
平成17年10月3日（月）午前10時に、合格者の受験番号を県庁本館1階ロビー及び県下各保健所に掲示するとともに、県庁ホームページに掲載する。
また、合格者には合格通知書を送付する。
なお、電話による照会には一切回答しない。
- 7 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部生活衛生課（電話096-383-1111内線7184・7185）に行くこと。
- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、午前8時30分から午後5時まで熊本県健康福祉部生活衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。
- (3) 受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

熊本県公告第562号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定した。

平成17年7月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の種類
第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 3 研修及び講習の開催年月日及び会場
- (1) 平成17年8月21日 中小企業大学校（人吉市鬼木町梢山1769-1）
(2) 平成17年11月13日 本渡市民センター（本渡市東町3）
(3) 平成18年2月26日 八代市ハーモニーホール（八代市新町4-1）
- 4 研修及び講習の科目及び時間数
- (1) 研修
- ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間（うち継続者時間数 30分）
イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間（うち継続者時間数 30分）
ウ 洗たく物の処理 1時間

- エ 繊維及び繊維製品 1時間
- (2) 講習
- ア 衛生法規及び公衆衛生 1時間 (うち継続者時間数 30分)
- イ 洗たく物の受取、保管及び引渡し 1時間
- ウ 洗たく物の処理 1時間 (うち継続者時間数 30分)
- エ 繊維及び繊維製品 1時間
- 5 受講料
 - (1) 研修受講料 5,000円
 - (2) 講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の問い合わせ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター (熊本市白山一丁目4番9号 末永ビル2階 電話 096-362-3061)

登載依頼

熊本県監査委員公告第5号

平成17年4月20日から平成17年5月31日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年7月20日

熊本県監査委員 高山 宗 秀 暁
同 山 本 川 孝
同 前 本 豊 收
同 小 杉 直

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監査対象機関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
総務部	消防学校	平成16年4月～平成17年3月	平成17年5月10日
	県立大学	"	平成17年5月24日
健康福祉部	福祉総合相談所	"	平成17年5月17日
	保健環境科学研究所	"	平成17年4月20日
	清水が丘学園	"	平成17年4月26日
	こども総合療育センター	"	平成17年4月27日
	食肉衛生検査所	"	平成17年4月22日
環境生活部	消費生活センター	"	平成17年4月21日
商工観光労働部	大阪事務所	"	平成17年5月19日～20日
	県立技術短期大学校	"	平成17年5月13日
農政部	食品加工研究所	"	平成17年5月19日
	中央家畜保健衛生所	"	平成17年5月30日
	阿蘇家畜保健衛生所	"	平成17年5月31日
	天草家畜保健衛生所	"	平成17年5月31日
林務水産部	水産研究センター	"	平成17年5月11日
土木部	産業開発青年隊訓練所	"	平成17年5月18日
	天草地域ダム建設事務所	"	平成17年5月12日
	新幹線熊本事務所	"	平成17年4月28日
	熊本港管理事務所	"	平成17年4月25日
	八代港管理事務所	"	平成17年4月22日
教育委員会	玉名教育事務所	"	平成17年5月10日
	菊池教育事務所	"	平成17年5月11日
	上益城教育事務所	"	平成17年5月17日
	芦北教育事務所	"	平成17年5月18日
	天草教育事務所	"	平成17年5月13日
	県立図書館	"	平成17年5月12日
	菊池少年自然の家	"	平成17年5月31日